

岩手県監査委員告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成26年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年12月15日

岩手県監査委員 高 橋 元  
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
公立大学法人岩手県立大学	平成27年11月4日	嵯 峨 壱 朗 吉 田 政 司
第一商事株式会社・学校法人龍澤学館・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ	〃	〃
公益財団法人岩手県消防協会	〃	高 橋 元 工 藤 洋 子
公益財団法人岩手県国際交流協会	〃	嵯 峨 壱 朗 吉 田 政 司
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	〃	高 橋 元 工 藤 洋 子
岩手県民生委員児童委員協議会	〃	〃
公益財団法人いわてリハビリテーションセンター	〃	嵯 峨 壱 朗 吉 田 政 司
学校法人岩手医科大学	〃	高 橋 元 工 藤 洋 子
岩手県産株式会社	〃	〃
岩手県オイルターミナル株式会社	平成27年11月24日	〃
一般社団法人岩手県栽培漁業協会	〃	〃
岩手県空港ターミナルビル株式会社	〃	〃
三陸鉄道株式会社	平成27年11月25日	嵯 峨 壱 朗 吉 田 政 司
岩手県森林整備協同組合	〃	高 橋 元 工 藤 洋 子
公益社団法人岩手県緑化推進委員会	〃	〃
第71回国民体育大会強化委員会	〃	〃

2 監査の結果 以上の団体については、おおむね良好と認められる。なお、次の団体について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 公益財団法人岩手県国際交流協会 現金の管理に当たり、現金残高と貸借対照表の現金が一致していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 ふれあいランド岩手の指定管理業務に係る利用料の徴収事務に当たり、領収不明金を発生させ、長期間にわたり過誤徴収金の現金を保管しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。